

平成20年度事業計画

日本経済は、基本的には緩やかな回復基調が続いてきたが、最近の資源高騰やサブプライムローン問題の影響等が懸念されており、景気の先行きについては、やや不透明感がある。熊本県内の状況も製造業を中心に全体として改善傾向をたどってきたが、業種、地域によってはなお厳しい状況も続いている。

県内における雇用情勢も改善してきているが、全国平均と比べてなお低い水準にあり地域間に格差が見られる。

労働環境については、非正規雇用が一層進んだことや、行き過ぎたコスト削減等による様々な問題を依然抱えている。

平成20年度の事業については、このような情勢を踏まえ、関係法令の遵守や労働時間制度の改善等適正な労働条件の確保と改善に向けて、また、より重要な課題となっている過重労働防止対策をはじめ、労働災害の防止と心身の健康確保のための事業を中心に据え、熊本労働局の行政運営方針を踏まえ各種の事業を実施する。

1. はじめに

当協会は、会の趣旨に賛同する県内の事業場により組織された自主的な事業者団体として、会員各位のご理解と行政ご当局のご指導とご支援により、その事業を通じて労務管理の適正化、労働条件の改善、労働災害の防止、安全衛生水準の向上などに大きな役割を果たしてきた。

最近の労働事情の変化に伴い、当協会が担う事業の規模、種類も一層拡大しているが、これを実施していく事務局体制は十分とは言いがたい。

また、長期に亘って続いた厳しい経済状況に伴う事業閉鎖や合理化に伴い、さらに、事業者の意識の変化もあって、会員の減少傾向には未だ歯止めがかかっていない状況にある。

このように、現状では協会活動を取り巻く環境は必ずしも容易なものではない。

なお、公益法人会計基準の改正に伴う会計処理方式の改善を一層進めるとともに、公益法人制度改革に伴い、平成25年までに公益法人の認定を受けられるように、収支の見直しや定款改正の準備作業を本格的に開始しなければならない。

2. 基本的な考え方

当協会は、労働基準行政活動を支援する自主的な活動を通じ、会員事業場をはじめ県内事業場の適正な労務管理、労働災害の防止、健康確保、職場環境の改善等に資することを目的としており、このことが、ひいては健全な事業経営にも繋がり、県内産業界の発展にも貢献することをめざしている。

そのためには、県内事業場全体に占める協会会員数の一定の確保は絶対の要件であり、組織として事業活動を機能的かつ継続的に行うための財政基盤の安定もまた重要である。

これらの観点から当協会の現状を見ると、会員の減少、これに伴う会費の減少が続いており、これを打開するための工夫と努力が求められる。

他方、事業収入は技能講習等の受講者数の伸びもあってここ数年増収が続いているが、実技を伴う講習についての体制整備には支出の増加も含めて課題も多い。

これらの状況を踏まえるとともに、平成20年12月に施行される公益法人制度改革関連法により、当協会も、新たな公益法人としての認定へ向けて事業実施の在り方の検討と収支のバランスの見直し等を本格的に進めていく必要がある。

また、会員等への有用な情報の提供、会員ニーズに沿った事業内容の企画に努め、協会としての役割を果たしていきたい。

そのため、会員並びに行政ご当局の一層のご支援、ご協力をお願いしたい。

3. 広報誌の発行など諸定例的な事業と会員拡大対策事業

協会と会員を繋ぐ協会報は、当協会事業の主要な柱の一つであり、協会活動状況や会員等が必要とする情報などについて会員内外への周知と理解を得るためにも重要である。

定期的な発行と発行部数を維持することはもとより、より内容を充実していくことに努め、併せて当協会のホームページの内容充実を図っていく必要もある。

会員の拡大については、新規会員の加入も相当数あるものの、脱会数がこれを上回る状況が続いている。

協会の意義、事業への理解を得る努力、会員サービスの向上に努め脱会をできるだけ防止するとともに、新規事業場の開設等の情報にも留意し、新規会員の拡大に積極的に取り組んでいく。

4. 労働時間、労働条件の整備改善事業

過重労働による健康障害の防止は、引続き労働基準行政の最重要課題であり、この点の周知啓発をさらに進める。

過重労働による健康障害を防止するための適正な労働時間管理、医師による面接指導制度など事業者が講ずべき措置について事業者の理解を得るべくあらゆる機会を通じ周知していくとともに、委託事業等による指導援助を進める。

また引続き賃金不払残業の解消についても労働時間管理や時間外労働の削減と併せて啓発に努める。

近年、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)が国の課題となっているが、この点についての啓発と「労働時間等設定改善法」とこれに基づく「労働時間等設定改善指針」についての一層の周知を図り、労働時間制度の改善、労働基準関係法令に基づいた各種の労働条件の確保、これらの枠組としての就業規則の整備等について自主的改善のための支援、援助活動を行う。

なお、先の国会で成立した労働契約法について必要な周知に努める。

これらについての具体的な活動は次の事業を通じて実施する。

①協会報等による周知、啓発

- ・ 行政が展開する運動、キャンペーンの紹介
- ・ 行政指導結果
- ・ 法令改正の動き、改正内容等

②全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)が国からの委託を受けて行う事業(熊本県支部として実施)

- ・ 新規起業事業の就業環境整備事業
- ・ 労働時間等相談センター事業
- ・ 仕事と生活の調和推進事業(モデル事業、診断サービス事業、シンポジウム・セミナー開催等)

③中央労働災害防止協会(以下「中災防」という。)が国からの委託を受けて行う事業(熊本県支部として実施)

過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業(「すこやかワーク推進事業」)

④協会が直接委託を受けて行う指導援助事業

- ・ 労働時間等設定改善援助事業

⑤人事・労務に関するセミナー、研修会の開催(「全基連」との共催を含む。)

⑥派遣・請負の労務管理、安全衛生管理に関する講習会の開催(中災防との共催)

5. 労働者の安全と健康確保のための事業

県内の労働災害による被災者数は昨年死亡災害は大幅な減少をみたものの死傷災害全体では横ばいないし微増傾向にある。

全国的には、死亡者数は減少したものの、死傷者数では増加し、重大災害発生件数も増加した。

県内の定期健康診断における有所見者の割合は年々高まっており、受診者の2人に一人がなんらかの所見を有しており、脳・心臓疾患事案の労災補償請求件数も増加している。

また、県内自殺者に占める労働者の割合も年々増加しており、精神障害等による労災認定数もここ数年増加傾向にある。

こういった点から労働者の安全と心身の健康の確保については、事業場にとってもより重要な課題となっている。

このような状況を踏まえて、国は、本年度を初年度とする「第11次労働災害防止計画」を策定し、労働災害による死傷者数の新たな減少目標などを定めたところであるが、熊本労働局においてもこれに基づき当期間における安全衛生対策の基本事項を示す労働災害防止計画を策定された。

この中で、リスクアセスメントの普及促進をはじめとした各事業場の自主的な安全衛生活動の促進が強調されている。

当協会としても、熊本労働局のご指導の下、これらの課題に向けた取り組みとして、以下の事業を展開する。

①「労働安全衛生マネジメントシステム」「リスクアセスメント」の導入促進、定着のための事業

- ・ 広報誌、安全及び衛生管理講習会等を通じての導入事例等の紹介
- ・ 熊本労働局の「くまもとリスクアセスメント普及促進計画」に対する協力
- ・ 中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）との共催による「リスクアセスメント実務研修会」の開催
- ・ 各支部ゼロ災部会による「リスクアセスメント研修」の実施

②安全衛生教育の事業

- ・ 講習事業計画に基づく技能講習、特別教育、一般安全衛生教育の実施による有資格者の確保と安全衛生教育の補完
- ・ 安全衛生管理セミナーの開催
派遣・請負の労務管理、安全衛生管理に関する講習会の開催（中災防との共催）

③ゼロ災活動の推進のための事業

- ・ KYTリーダー研修をはじめとする各支部ゼロ災部会の活動の促進

- ・「熊本ゼロ災推進協議会」を通じての情報の共有化や相互援助
 - ・コーディネーターの資質向上への支援
- ④交通労働災害防止のための事業
- ・広報誌などの活用による「交通労働災害防止ガイドライン」の周知
 - ・「熊本県労働災害防止対策連絡協議会」への参加と情報の提供
 - ・交通KYの紹介と事業場への普及
- ⑤小規模事業場における安全衛生のレベルアップの事業
- ・「団体安全衛生活動援助事業」(たんぽぽプラン)による事業者団体及び構成事業場に対する支援(中災防県支部として実施)
 - ・「安全衛生推進者講習」「職長教育」等への受講勧奨による安全衛生管理体制の整備の促進
- ⑥過重労働による健康障害防止のための事業
- ・過重労働による健康障害防止総合対策(長時間労働者に対する医師の面接指導)の周知、啓発
 - ・過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業(「すこやかワーク推進事業」・中災防県支部として実施)
- ⑦化学物質等による健康障害防止のための事業
- ・化学物質の表示・文書交付制度、危険性等の調査指針、有害物ばく露作業報告制度の周知
 - ・「化学物質等管理指針」の普及定着
 - ・作業主任者講習等を通じての「石綿障害予防規則」の周知と対策の徹底
 - ・石綿健康診断の実施勧奨と健康管理手帳制度の周知
- ⑧労働者の健康確保、増進対策のための事業
- ・熊本労働局の「くまもと健康診断実施促進運動」への協力
 - ・「熊本THP推進連絡協議会」の活動を通じての県内事業場への健康づくり運動の普及(THP推進大会の開催等)
- ⑨メンタルヘルス対策の推進のための事業
- ・中災防が委託を受けた「自殺予防セミナー」及び管理者向け「メンタルヘルス研修」の開催(中災防熊本県支部として実施)
 - ・「メンタルヘルス対策支援事業」の推進(同)
 - ・熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度の紹介
- ⑩快適職場の形成促進事業(熊本快適職場推進センターとして実施)
- ・「快適職場推進計画」認定申請の促進
 - ・「熊本快適職場推進大会」、「喫煙対策推進教育研修会」の開催
 - ・「熊本快適職場推進協議会」の開催

⑪「熊本県労働衛生管理研究会」の事業

- ・ 会報等による会員への情報提供
- ・ 研修会、交流会の開催と内容の充実による労働衛生担当者の資質向上と情報交換の支援
- ・ 熊本産業保健推進センター、THP推進連絡協議会等労働衛生関係機関との連携した活動

6. 賃金、家内労働、労働福祉対策

最低賃金、最低工賃は、特に小規模零細企業における法定労働条件の確保に直接係るものであるところから、その周知徹底を図る。

なお、先の国会で成立した改正最低賃金法について周知を図る。

また、雇用形態の多様化が進んでいる現在、企業における賃金制度の見直し等も行われており、退職金制度の変更の問題も生じており、特に中小企業における制度の整備が課題となっている。

このため次の事業を実施する。

- ①最低賃金、最低工賃の周知広報活動
- ②熊本労働局との連携による「賃金セミナー」の開催
- ③賃金関連統計データの収集と紹介、賃金制度改善のための資料等の紹介
- ④中小企業退職金制度の周知と加入勧奨

7. その他

- ①労働保険事務組合事業の適正な運営に努める。
- ②以下の事項について広報等による周知啓発に努める。
 - ・ 労働保険制度及び年度更新に係る事務処理
 - ・ 石綿による健康被害者等の労災補償給付と特別法による救済制度
 - ・ 改正パートタイム労働法・指針の周知
 - ・ 職業生活と家庭生活との両立支援対策
 - ・ 育児、介護休業法とそれに基づく就業規則の整備
 - ・ 雇用分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策(改正法・指針)
 - ・ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策